

事務連絡
令和4年8月9日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

直近の感染状況を踏まえた診療・検査医療機関における
経口抗ウイルス薬に係る登録状況の点検・公表について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

オミクロン株の特性を踏まえた検査・保健・医療提供体制については、「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和4年7月5日付事務連絡）により、感染拡大が生じても迅速・スムーズに検査でき、安心して自宅療養できる体制の強化等をお願いしているところです。

今般、患者にとって分かりやすい情報発信の観点から、経口抗ウイルス薬の投与を行うことができる診療・検査医療機関の情報の公表について下記のとおりとりまとめましたので、各都道府県におかれでは、各地域の診療・検査医療機関の登録状況を点検いただき、情報発信を強化いただくよう、お願いします。

記

- 診療・検査医療機関については、地域の医療関係者の御協力もいただきながら、これまで約3.8万機関が指定を受け、うち9割の約3.4万施設が、各都道府県のホームページにおいて公表されている。
- この公表については、発熱等の症状のある患者が検査・診療にアクセスできるよう、また一部の公表している医療機関に患者が集中することを防ぐため、各地域で一律の対応として、各都道府県において指定するすべての診療・検査医療機関をホームページで公表するよう、お願いしてきたところである。

- この公表項目について、新規感染者数の増加に伴い、療養者数も増加傾向が続いていることを踏まえ、患者にとって分かりやすい情報発信の観点から、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬の投与を行うことができる診療・検査医療機関（登録センターに登録した医療機関（以下「登録医療機関」という。））である場合にそのことが分かる項目を加える等により、当該情報を併せて公表する仕組みを整えていただきたいこと。
- さらに、診療・検査医療機関においては、検査のみならず、自ら診断した患者に対し、陽性判明後に必要な治療を引き続き実施していただけるよう、
 - ・診療・検査医療機関に対し、積極的に登録センターに登録していただけるよう、参考に掲げた事務連絡を周知いただくとともに、
 - ・改めて、登録医療機関に対し、対応薬局を通じて経口抗ウイルス薬を処方することも可能であることを周知すること。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラグブリオ®カプセル）の医療機関及び薬局への配分について」（令和3年12月24日付け（令和4年7月1日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関及び薬局への配分について」（令和4年2月10日付け（令和4年7月1日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

以上